

平成30年度震災復興広報強化業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、平成30年度震災復興広報強化業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 平成30年度震災復興広報強化業務

2 目的

東日本大震災から間もなく7年が経過し、被災地への関心の低下や震災の記憶の風化が懸念されている。

東日本大震災からの復興に向けた県内各地の取組や復興の様子を収集し、県内外に広く情報発信することで、震災の記憶の風化を防止し、中長期的な助けあい・支援の意識を維持する一助とすることが本業務の目的である。

そのため、現在の広報媒体の内容や発信方法をより充実させ、さらなる広報効果を高めるために、3に記載の「コンセプト」に基づいた提案を募集するものである。

3 コンセプト

- ・宮城県の被災地の「いま」を県内外の方々に伝える。
- ・キャッチコピー「NOW I S.」「宮城は現在も現実^{いま}に立ち向かう。」
※平成28、29年度の事業コンセプトを踏襲する。

4 業務内容

(1) 広報紙「NOW I S.」の発行

復興関連の話題や取組等を掲載し、毎月1回発行

(2) 冊子「みやぎ・復興の歩み8」の発行

1年間の復興の動きや取組等の概要をまとめたパンフレットを発行

(3) ポスターの発行

復興に向け取り組む方々の姿等を発信

(4) ポータルサイト「みやぎ復興情報ポータルサイト」の運営、管理

本業務に関する情報の集約及びブログ「NOW I S. 復興レポート」（広報紙等で取り上げられなかった団体等の紹介）による情報発信

(5) SNS「いまを発信！復興みやぎ」の運営

Facebook・Twitter・Instagramを活用した情報発信

(6) パネル展の開催

復興の進捗状況等を掲載したパネルを作成するとともに、全国3か所以上で展示

(7) 相乗効果が期待できる独自の提案

上記（1）から（6）以外に、本業務の目的を達成するための取り組み内容

5 予定委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

第2 予定価格

金37,935,648円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし、平成30年2月に予定される宮城県議会定例会において、平成30年度宮城県一般会計予算議案の議決状況により変更する場合がある。

第3 企画提案事項

企画提案書には、以下の事項を必ず記載すること。

なお、第1の2「目的」及び3「コンセプト」を踏まえ、効果が最大となるように配慮すること。

1 実施体制等に関すること

(1) 実施体制を示すこと。

(2) 各業務の実施計画（スケジュール）を示すこと

(3) 業務の実施に当たっては、原則として以下の手順を経ることとし、実施体制、実施計画（スケジュール）に反映させること。

イ 関係団体等からの情報収集

本業務を受託した事業者（以下「受託者」という。）は、復興に向けて取り組む個人・団体・企業及び自治体等を訪問し、情報収集すること。また、受託者は、必要に応じて広報紙への掲載許可を得た上で、資料等の提供を受けること。

ロ 掲載項目案の作成

受託者は、イにおいて得た情報を基に、掲載項目案を作成し、県に報告すること。

ハ 編集体制・編集会議

(イ) 編集体制の構築

受託者は、編集体制（取材担当、記事作成担当、写真撮影担当、編集担当等 計2人以上）を整え、県に報告し承諾を得ること。

(ロ) 編集会議の実施

受託者は、広報紙等発行1回に当たり、1回から3回程度、県との編集会議を実施し、掲載記事等を決定するものとする。ただし、編集会議で掲載記事等が決定しない場合は、受託者は代替案を示し、県の承諾を得た上で掲載記事等を決定する。

ニ 取材

(イ) 受託者は、ハ（ロ）で決定した掲載記事等の作成に当たり、取材を実施すること。また、取材先に対し、事業の趣旨を十分に説明した上で、取材及び写真撮影の許可を受けるとともに、記事掲載の許可を得るものとする。

(ロ) 取材に当たっては、受託者が自ら取材先と調整し、取材許可及び取材日の調整を図ること。また、取材実施前に県に報告すること。

ホ 記事作成

受託者は、第1の2「目的」及び3「コンセプト」に沿って記事を作成するものとする。

ヘ 校正

(イ) 受託者は、作成した記事を県に提出し、承諾を得ること。変更指示等があった場合、受託者は速やかに修正の上、改めて承諾を得ること。

(ロ) 県の承諾を得た後、作成記事を取材先に提出し、承諾を得ること。変更指示等があった場合、受託者は速やかに修正の上、取材先から改めて承諾を得るとともに、県へ提出すること。

2 業務毎の提案

(1) 広報紙「NOW I S.」に関する提案

イ 紙面の構成（内容）及びデザイン等を具体的に示すこと。

※表紙については、一般の方が興味を持っていただけるデザインとなるよう考慮すること。

ロ 仕様（案）

・部数 20,000部×12回（毎月1回年12回発行）

・ページ数 8ページ以上

・規格 A4判，両面印刷

・印刷 オールカラー

・納品 ①県指定送付先（130か所程度）

※送付先：各都道府県立図書館，支援団体，民間事業者等（主に県外）

②県納品分（県が発送する140箇所程度については、仕分けして納品すること）

・その他 発行は平成30年5月号からとし、平成31年4月号は平成31年3月末に発行。

ハ 県指定の掲出先について

・仙台市営地下鉄駅構内にあるマガジンラックで毎月掲出すること。

・仙台市営地下鉄南北線及び東西線の全29駅で、1ヶ月当たり6,500部を配布（1駅当たり200部程度を想定しているが、マガジンラックの数や利用者数に合わせて調整）。

・4月の掲出については、前年度末に完成している4月号を使用すること。（在庫の関係で、4月号のみ2,000部程度とする。）

・費用は受託者負担とする。

(2) 冊子「みやぎ・復興の歩み8」に関する提案

イ 紙面の構成（内容）及びデザイン等を具体的に示すこと。

ロ 仕様（案）

・部数 15,000部（年1回年度末頃に発行）

・ページ数 32ページ以上

・規格 A4判，両面印刷

・印刷 オールカラー

・納品 ①県指定送付先（2,200か所程度）

※送付先：全国市町村，各都道府県立図書館，支援団体，民間事業者等（主に県外）

②県納品分（仕分け不要）

(3) ポスターに関する提案

イ 内容及びデザイン等を具体的に示すこと。

ロ 仕様（案）

・種類 4種類

・規格等 以下1種類当たり

B1判／縦／2, 000枚

B2判／縦／4, 000枚

B3判／横／7, 000枚

・印刷 オフセット印刷, コート紙, 連量135kg程度, カラー

・納品 ①県指定送付先（2, 750か所程度）

※送付先：全国市町村, 各都道府県立図書館, 支援団体, 民間事業者等（主に県外）

②県納品分（B1, B2, B3各1枚×4種を1セットとし, 約340セットをA4サイズ以下に折った状態で納品。それ以外は仕分け不要。）

ハ 県指定及び業者提案の掲出先について

・県指定の掲出先（仙台空港鉄道株式会社, 阿武隈急行株式会社）について, 掲出場所及び期間を示すこと。

・上記以外に広報効果が期待できる掲出場所及び期間について提案すること。

・いずれも費用は受託者負担とする。

(4) ポータルサイト「みやぎ復興情報ポータルサイト」に関する提案

イ ポータルサイトの運営, 管理方法について具体的に示すこと。

ロ ブログ（「NOW I S.復興レポート」）の記事内容, 更新頻度を示すこと。

ハ 上記ブログ以外に, 効果的な情報発信ができる企画を提案すること。

ニ アクセス数向上のため, (5) SNS「いまを発信！復興みやぎ」との連携等も含めた, 情報の周知・拡散方法を示すこと。

ホ 仕様等

ポータルサイトを継続して運営することとし, 現行サーバからの移行費用については, 受託者が負担する。

現在のポータルサイトは, 下記の仕様で運用していることから, 受託者は同等スペックのサーバを用意するとともに, 平成29年度の受託者と調整のうえ, 業務委託開始後, すみやかに移行作業を完了させ, 運用を開始すること。（スマートフォン等でのウェブサイト閲覧にも対応するよう留意すること。）

また, ポータルサイトのコンテンツ内容の改編を想定していることから, システムやプログラムに精通した者（システムエンジニアやプログラマ）を従事させること。

<CMS>

Wordpress

<サーバ仕様>

ディスク容量：120GB

転送量目安：250GB/月

CPU：XEON

メモリ：8GB

ストレージ：RAID

最大アカウント数：128

バックボーンへの接続：1Gbps

設置場所：日本国内

OS：Linux (32bit)

WEBサーバ：Apache

使用DB：MySQL (5.1系)

PHP：5.3系

メールアカウント数：無制限

送受信メール数：10,000通/日

(5) SNS「いまを発信！復興みやぎ」に関する提案

イ SNS「いまを発信！復興みやぎ」の運営方法について具体的に示すこと。

ロ 掲載する記事（内容）について具体的に示すこと。

※各SNS（Facebook・Twitter・Instagram）の特性を活かした発信方法を示すこと。

ハ フォロー数等向上のため、（4）ポータルサイト「みやぎ復興情報ポータルサイト」との連携等も含めた、情報の周知・拡散方法を示すこと。

(6) パネル展に関する提案

イ パネルの構成（内容）及びデザイン等を具体的に示すこと。

ロ 規格等を示すこと。（例：A1判/アルミパネル/全10枚等）

※受託者保管用のパネルの他に、県保管分として2セット納品すること。

ハ パネル展の実施場所及び期間を具体的に示すこと。（3箇所以上）

※展示に係る費用は受託者負担とする。

ニ 上記パネル展用のパネルとは別に、平成29年度に作成の冊子「みやぎ・復興のあゆみ7」をパネル用に印刷すること。

(イ) 仕様（案）

・原稿データ 県から提供する。

・規格等 A1判, A2判/各32枚

・用紙 半光沢紙または光沢紙を使用すること。

・その他 アルミフレーム, 台紙は不要。

冊子の内容をパネルにすることから、一部調整（ページ番号等）する。

(7) 相乗効果の期待できる独自の提案

予定する事業費の範囲内で提案可能な、相乗効果が期待できる独自の提案を示すこと。

なお、提案に当たっては、提案内容が十分に分かるように配慮して示すこと。

第4 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - (1) 宮城県に活動拠点（本店又は営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
 - (2) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - (4) 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領」（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
 - (6) 上記（1）から（5）を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が（3）から（5）を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第5 スケジュール（予定を含む）

1 企画提案募集開始	平成29年12月26日（火）
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	平成30年 1月11日（木）
3 企画提案書作成等に関する質問回答期限	平成30年 1月15日（月）
4 企画提案書等の提出期限	平成30年 1月22日（月）
5 企画提案書の書面の審査（6者を超える場合に限り）	平成30年 1月24日（水）
6 書面審査の結果発表（6者を超える場合に限り）	平成30年 1月25日（木）
7 企画提案書のプレゼンテーションの実施	平成30年 1月26日（金）
8 選考結果の通知	平成30年 2月中旬
9 業務委託契約の締結	平成30年 3月中旬

第6 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答
 - (1) 受付期限 平成30年1月11日（木）午後3時まで（必着）
 - (2) 提出方法
 - イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
 - ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

fukusuif1@pref.miyagi.lg.jp (宮城県震災復興・企画部震災復興推進課)

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、宮城県のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案提出書(様式第2号) 1部

ロ 宣誓書(様式第3号) 1部

ハ 企画提案書 8部及び電子媒体1部

※任意様式。A4判片面印刷で35ページ以内(表紙及び目次はページ数に含まない)。ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。また、電子媒体のデータはPDF形式によるものとし、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

ニ 概算見積書(任意様式) 8部

(イ) 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

(ロ) 本業務に関する取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費はすべて計上すること。

ホ 同種・類似業務の受託実績(任意様式) 8部

(イ) 官民間問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

(ロ) 過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 平成30年1月22日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県庁行政庁舎6階)

宮城県震災復興・企画部震災復興推進課復興推進第一班

第7 業務委託候補者の決定

1 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、第7の2の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断した提案者を業務委託候補者として選定する。

また、提案者が1者のみであった場合は、選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。

なお、提案者が6者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査(書類審査)を実施し、上位6者を選定する。

2 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

(1) 実施体制等（配点25点）

- ・企画どおり業務を遂行するための体制は整っているか（10点）
- ・業務の実施計画（スケジュール）は適切か（5点）
- ・過去の事業実績が本業を遂行する上で十分なものか（5点）
- ・経済的かつ妥当な事業費となっているか（5点）

(2) 業務の内容について（配点75点）

- ・広報紙の構成（内容）及びデザインが適切かつ新たな工夫がされているか（15点）
- ・冊子の構成（内容）及びデザインが適切かつ新たな工夫がされているか（5点）
- ・ポスターの内容及びデザイン、掲出場所、時期が適切かつ効果的か（10点）
- ・ポータルサイトの運営・管理が適切かつ新たな工夫がされているか（15点）
- ・SNSの運営が適切かつ新たな工夫がされているか（15点）
- ・パネルの構成（内容）や展示場所・時期が適切かつ効果的か（5点）
- ・効果的な独自提案がなされているか（10点）

3 一次審査（書類審査）

(1) 一次審査の実施日

平成30年1月24日（水）

(2) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、第7の2の審査項目及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、提案者の中から上位6者を選定する。

(3) 一次審査結果の通知

審査終了後、速やかにすべての提案者に審査結果を通知する。

4 プレゼンテーション審査

(1) 実施日

平成30年1月26日（金）

(2) 実施会場

宮城県庁内（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）※別途通知にて案内する。

(3) 実施方法

イ プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。

ロ 1者当たりの持ち時間は20分以内（説明15分以内、質疑応答5分以内）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付やパソコン等の使用は認めない。

(4) プレゼンテーション審査結果の通知

2月中旬頃、すべての提案者に審査結果を通知する。

第8 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。
 - (2) 本実施要領に従っていない場合。
 - (3) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
 - (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合。
 - (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。
- 2 その他
 - (1) 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があつた場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
 - (3) 企画提案書の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 その他必要な事項

- 1 仕様書
プレゼンテーションの審査結果通知後、県と業務委託候補者で協議の上、仕様書を作成する。
- 2 契約に関する条件等
 - (1) 成果物の利用
本業務による成果物の著作権は、県に帰属するものとし、県は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。
なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。
 - (2) 成果物の権利等
 - イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - ロ 人物を採用する場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - ハ 成果物について、県に対し受託者は著作者人格権の行使を行わないものとする。
 - (3) 機密の保持
受託者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
 - (4) 個人情報の保護
受託者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う

場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

3 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(5) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

(7) 本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続きを進めているものである。

したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約解除を行うものである。

(8) 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

(9) この事業に係る訴訟の必要が生じた場合は、発注者の本庁所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。